

## <別紙2-1（共通評価 保育所版）>

(2021.4)

判断基準 a・b・cは、評価項目に対する「到達の状況」を示します。

- a：現状維持の努力が必要とされる水準
- b：「a」に向けた取組みの余地・伸びしろがある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

### 第三者評価結果

事業所名：横浜すきっぷ保育園

共通評価基準（45項目）

#### I 福祉サービスの基本方針と組織

##### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育理念、Mission、保育方針、保育目標はホームページ、パンフレット、園のしおり（入園案内兼重要事項説明書）に掲載し、園玄関、事務所、トイレにも掲示しています。年度始めに全職員で職員会議で確認すると共に定期的に読み合わせなどを行っています。また、毎月の職員会議でも具体的な事例を挙げ、理念に沿っているかの確認をしています。保護者には園見学時、入園時オリエンテーションで園のしお리를ういて説明しています。</p>	

##### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>社会福祉事業全体の動向については、法人からの発信、市や区からの発信などで情報を収集し、職員会議や研修等で職員と共有しています。地域の各種福祉計画の策定動向と内容、子どもの数や利用者像、保育のニーズなど事業運営に影響のある情報は、市や区からの発信のほか、市や区の園長会などに参加して内容を把握しています。保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析は園と法人で毎月予実管理で報告しています。その結果が年2回の法人の総会で配信され、園内でも周知しています。</p>	
	第三者評価結果
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各園から報告された経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の分析は法人が行っています。その結果得られた経営状況や改善すべき課題については、法人で改善案を検討した上で、事業部会議で園長に周知され、職員にも経営状況と共に年2回の法人の総会で配信され周知しています。園ごとの予算や職員体制は決められた内容で運営しています。</p>	

##### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人の保育事業本部の中・長期計画には、理念や基本方針の実現に向けた目標が明確にされており、「研修体系」、「安全衛生危機管理」、「課題と対応方針」など項目ごとに目指す方向性が明記され、経営課題の解決・改善に向けた具体的な内容となっています。また、数値目標や具体的な成果等が設定されていますが、園が実施状況の評価を行える内容とはなっていません。法人の中・長期計画は定期的に評価・見直しをしていますが、園独自の中・長期計画の策定はありませんので、今後、法人の中・長期計画に基づいた中・長期計画の策定が望まれます。</p>	
	第三者評価結果
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人の保育事業本部の中・長期計画に基づき、園の単年度の事業計画を毎年作成しています。園の事業計画には、運営方針、保育内容、職員研修などについて記載され、単なる行事計画とはなっていません。今後は園としても、保育内容に関するものだけでなく、法人の事業計画に即した経営面についての事業計画を作成し、数値目標や具体的な成果等を設定することによって、実施状況を評価していくことが期待されます。</p>	

(2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者評価結果
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<コメント>	
<p>経営に関する事業計画については法人で策定、見直しを行い、園長は月1回の法人の園長会などで把握しています。職員には法人の全体の事業計画、保育事業本部の事業計画について年2回の法人の総会の動画配信で周知しています。園独自の事業計画は、毎年年度末の職員会議で年度の振り返りや反省を全職員で行い、新年度の各クラス担任が作成した年間計画を反映し計画を立てています。作成した事業計画は年度始めの職員会議で職員に周知しています。</p>	
	第三者評価結果
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<コメント>	
<p>年間行事予定表は年度始めに各家庭に配布し周知を図っています。行事計画や保育内容に関する重要と思われる事業計画については玄関にファイルが置かれ保護者に周知しています。また園では運営委員会を設置し、保育に関する取り組みについて報告され、作成した議事録は玄関に設置し保護者が閲覧できるようにしています。保護者には年2回開催される保護者会で保育に関する事は伝えていますが、今後は保護者等の参加を促す観点からも、環境整備等の経営に関する事業計画についても、周知、説明の工夫が期待されます。</p>	

#### 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント>	
<p>保育計画はPDCAサイクルに基づいて実施されています。年間指導計画は1年を4期に分け、各期ごとに振り返りを行い、次の計画に生かす取り組みをしています。園全体の自己評価（保育園自己評価チェックシート）を年度末に実施し、職員に周知しています。第三者評価も定期的に受審しています。園の自己評価、第三者評価結果は玄関に置かれ、保護者が閲覧できるようになっています。</p>	
	第三者評価結果
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<コメント>	
<p>園の自己評価を職員参画のもとで作成し、保育の計画性、保育の在り方、保育士としての資質や能力・良識・適性、保護者への対応・守秘義務、地域・自然や社会との関わりの項目について自己評価を行い、意見・改善策を文書化しています。文書化した課題についての改善策は法人にも提出しています。評価結果から明確になった課題については、毎月職員会議で改善策や改善計画について職員で話し合い、必要に応じて改善計画の見直しを行っています。評価結果は玄関に置かれ保護者も閲覧できるようになっています。</p>	

## II 組織の運営管理

### 1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント>	
<p>園長は年度始めの職員会議等で、経営・管理に関する方針と取り組みを明確にしています。毎月のすきっぷだより（園だより）には園長の方針や保育で大切にしたいことを記載しています。運営規程に園長の役割と責任が記載されているほか、重要事項説明書に園長の職務として「園の業務を統括し安定運営を図る」と明記し、職員、保護者に周知していますが、園長の役割や責任を明示した職務分掌の作成が望まれます。有事における施設長の役割と責任については、緊急時役割分担表、事業継続計画（BCP）に記載され、園長不在時には主任保育士が権限委任されていることが明確になっています。</p>	

	第三者評価結果
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント>	
園長は主任とともに法人主催のリーダー層研修に参加し、遵守すべき法令等を把握しています。また市や区の園長会などにも参加し、利害関係者との適正な関係を保持しています。遵守すべき法令に関するリーダー層研修は動画配信され、全職員が見ることができるようになっており、視聴後の感想文の提出により職員の意識度を確認しています。就業規則にも職員が遵守すべき法令が明記され、入社時のオリエンテーションで全職員に周知しています。年度始めの職員会議でも確認しています。	
	第三者評価結果
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>	
園長は日誌などで職員と子どもの様子を確認するほか、日々主任と連携して保育の現場に入り、必要に応じて保育士に助言、指導を行っています。課題がある場合は職員会議等で取り上げ話し合い、改善に取り組んでいます。年2回職員と個別面談を行い、職員の意見を聞き保育の質の向上を図っています。また法人の事業部会議等で各園の状況を聞き、アドバイスをもらうなどして保育の質の向上に努めています。園長は職員の意向を聞き、職員に有効と思われる内容を選んで毎月園内研修を行い、保育の質の向上を図っています。	
	第三者評価結果
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>	
園長は経営の改善や実効性の向上に向けて、人事、労務、財務の状況を確認しています。運営費に関しては毎月法人が確認をしています。経営の改善や財務に関する分析は法人が行っています。園長は年2回の職員との個別面談や職員会議等で職員の意向や園の状況を把握し、職員の勤務状況や働き方に配慮し、人事配置、職員の働きやすい環境整備等に取り組んでいます。	

## 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント>	
法人が中心となって計画的に、横浜市の配置基準に基づき必要な福祉人材の確保をしています。職員一人ひとりの個別研修計画を作成し、必要な関わりや研修参加等により職員育成に取り組んでいます。また法人の査定のための自己評価表を用いて、各職員の能力を明確にし、必要な人材の育成をしています。ホームページに職員募集の案内を掲示したり、紹介会社、求人サイトに情報を載せる、実習生に声をかけるなどして人材確保に努めています。	
	第三者評価結果
【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント>	
Missionに法人の理念・基本方針に基づいた「期待する職員像」が書かれ、明確になっています。人事基準は就業規則に記載され、毎年更新後に職員に周知しています。職員は年度始めに個別研修計画を用いて目標設定し、年度末に達成度の確認、振り返りを行っています。また、法人の査定のための自己評価表を用いての自己評価も行っています。園長は年2回の個別面談で個別研修計画や法人の自己評価表を基に職員の意向や意見を聞き、日頃からの一人ひとりの働き方や経験、日々の努力などから自己向上につながるよう評価をしています。配置、昇進・昇格等に関する人事基準は明確に定められていません。今後は明確な判断基準を定め、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりが期待されます。	

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者評価結果
【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>労働管理の責任者は園長で、主任とともに職員の有給休暇取得状況や残業時間を確認し、就業状況を把握しています。有給休暇は、それぞれの職員がなるべく希望通りに取れるよう、園長、主任がシフト管理をしています。法人は、職員の働きやすさを追求するために、健康管理休暇、「MYすきっぷデー（リフレッシュ休暇）」などの特別休暇も設けています。年1回定期健康診断を常勤職員対象に行っています。園長は日頃から職員の様子を気にかけて声掛けをしたり、年2回の個別面談のほか、年2回の法人の保育事業部との面談があり、職員の働き方や悩みなどを聞いています。社外のメンタルヘルスの相談窓口も設定されています。</p>	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者評価結果
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人として「期待する職員像」は、保育理念、Mission、保育方針に記載され明確になっています。職員一人ひとりには個別研修計画を用いて、目標設定と自己評価をしています。園長は年度始めに個別研修計画を用いて面談を行い、職員が立てた年間目標を確認し、取り組んで欲しいことや学んで欲しいことなどについて話し合い、随時進捗状況を確認しています。年度末には反省・評価を行い、目標達成度の確認をしています。</p>	
	第三者評価結果
【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人が目指す保育を実践するための「期待する職員像」は、保育理念、Mission、保育方針に明示されています。職員一人ひとりに向けての個別研修計画を作成し、個別面談や振り返り、見直しを行っています。また、法人の方針を浸透し実践するための階層的なスキルアップや、マネジメント力向上等のための研修等で人材育成は行われていますが、職員育成要綱や人材育成計画などは策定されていません。法人では保育所が職員に必要なとされる専門技術や専門資格などがわかる人事基準の明示やキャリアアプランを意識した体系を構築中なので、早急に作成される事が期待されます。</p>	
	第三者評価結果
【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は日々の業務の様子や、年2回の個別面談、年2回の法人との面談により、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等の把握に努めています。毎月園内研修を実施するほか、法人のリーダー層研修、主任研修、クラス別研修（姉妹園の同じクラスの担任が集まる）や市や区の外部研修などにも積極的に受講できるように促しています。研修の案内は事務所に掲示し、職員の希望を聞くほか、必要と思われるものを選んで職員に声掛けをするなどしています。職員一人ひとりが希望する研修に参加できるようシフト等の配慮をしています。</p>	
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	第三者評価結果
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>実習生受け入れマニュアルが整備され、誓約書も取っています。園長が受け入れ窓口となり、事前オリエンテーションを行っています。学校側と連携を取り専門職としての育成となるよう学校側の実習内容に合ったプログラムを計画しています。実習指導者に対する研修は実施していませんが、実習の際は園長が担当保育士にアドバイスや指導をしています。実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢についての明文化がないので今後記載されることが期待されます。</p>	

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント>	
<p>ホームページに法人、園の理念や基本方針、保育の内容などを公表しています。園の事業計画、事業報告、予算、決算情報はファイルを玄関に置き、保護者がいつでも見ることができます。苦情・相談の体制は園のしおりや年度始めの園だより、玄関に掲示し保護者に周知しています。ご意見・苦情はホームページで公表しています。内容に基づく改善・対応の状況については、全員に関わる事案は園だよりに掲載して保護者に報告するほか、運営委員会で報告し、議事録を玄関に置いて公表もしています。第三者評価の受審結果もファイルが玄関に置かれています。地域に向けては、法人のパンフレット「すきっぷ保育園はどこ？」を横浜市幸ヶ谷集会場や神奈川区子育て支援拠点「かなーちえ」などに置いています。</p>	
	第三者評価結果
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント>	
<p>法人が主体となり経理・運営管理を行っています。「保育施設経理規定」に事務、経理、取引に関するルールや職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員に周知しています。規定は玄関に置かれ、必要なときにはいつでも確認することができます。毎月法人が、園の事務、経理、取引等が適正に行われているを確認しています。また法人においては、外部の専門家として税理士、社会保険労務士の指導を受け、公正な経営・運営の取り組みが行われています。</p>	

### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント>	
<p>保育理念に「地域と手を取り合い」と掲げ、地域活動に積極的に参加し、地域と協力して子どもを育てていく姿勢を明文化しています。地域の情報は園の玄関に、地域子育て支援拠点などのパンフレットや子育て情報お役立ちファイルを置いて保護者に提供しています。散歩時に会った人に挨拶をしたり、近隣園や姉妹園との交流、高齢者の集まりに参加するなどの交流も行っています。また職員が、子どもたちが利用する公園や地域の町ぐるみの清掃への参加、近隣の企業と共に園周辺の清掃を定期的に行うなど、地域とのつながりを深めています。</p>	
	第三者評価結果
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント>	
<p>実習生（ボランティア）受け入れマニュアルがあり、手続き、受け入れ規定、事前オリエンテーション等についての記載があり、誓約書も整備され、受け入れ体制は整っていますが、ボランティア受け入れに関する基本姿勢は明文化されていません。毎年授業の一環として、近隣の高校生のボランティアを受け入れており、子どもたちに楽しい活動を披露してくれています。今年は節分の豆まきを園児と一緒に行いました。また卒園児の中学生の保育体験も受け入れています。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者評価結果
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント>	
<p>子育て支援、病院等の地域関係機関のリストを作成し、事務所に掲示して職員間で情報の共有化が図られています。園長は神奈川区の園長会や幼保小連携会議等に参加するほか、幸ヶ谷子ども育みフォーラム（横浜市反町地域ケアプラザを中心とした小学校・町内会・支援団体の方々の集まり）にも参加し、情報共有すると共に子どもたちの地域活動について話し合っています。虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応や支援が必要な家庭や子どもに対しては、横浜市中央児童相談所、神奈川区こども家庭支援課、横浜市東部療育センターなどと連携を取り対応しています。</p>	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者評価結果
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<コメント>	
園長は市や区の園町会や幼保小連携会議、幸ヶ谷子ども育みフォーラムに参加し、近隣の関係団体と連携を取り、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めています。年2回運営委員会を開催し、第三者委員である幸ヶ谷地区児童委員から地域の福祉ニーズなどを把握しています。園の見学者からは育児相談などにも応じていますが、広く地域に向けて育児相談会や食育相談会などを開催するまでには至っていません。	
	第三者評価結果
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント>	
幸ヶ谷子ども育みフォーラムへの参加をしたり、老人会の集まりで踊りを披露するなどし、地域の活性化等に貢献しています。園の見学者に対しては、子育て相談など園が持つ知識や専門的な情報を提供していますが、広く地域住民までに提供するには至っていません。また地域への育児支援として、七夕祭りや川あそび、音楽会なども実施していますが、利用者は在園児の家族などに限られています。今後は子育て支援や、保育所が有する福祉サービスの提供に関するノウハウ、専門的な情報を広く地域に還元する取り組みを積極的に行っていくことが望まれます。防災対策については事業継続計画（BCP）の作成はありますが、住民の安全・安心のための備えや支援などもできるよう取り組みをしていく事が期待されます。	

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### 1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント>	
法人のMissionに「子ども一人ひとりの意思を尊重し」と明記し、園内各所に掲示して周知しています。法人の人権研修やハラスメント研修の動画を職員が視聴するほか、園でも子どもの人権・虐待研修を毎年実施しています。研修では、個々の職員がセルフチェックリストを用いて自己点検し、結果を基に話し合いをしています。必要に応じてケース会議や職員会議で取り上げ、保育の振り返りを行っています。また、保育の中で子どもへの関わりで気になる事例があった時にはヒヤリハットに記載し、話し合いをしています。このような取り組みの結果、子どもの人権尊重の意識が職員に浸透していて、お互いに注意し合う関係ができています。性差についても具体的な事例をあげて検討し、色や服装などで性差による固定的な対応をしないように配慮しています。外国籍など文化や習慣の違いも尊重しています。入園時に保護者に園の考え方を説明するとともに、運営委員会でも具体的な事例をあげて伝えています。	
	第三者評価結果
【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<コメント>	
不適切保育防止のマニュアルに子どものプライバシーへの配慮について記載し、法人のリスク研修を動画配信し、職員がいつでも見られるようになっていました。園でも人権研修の中で確認するほか、職員会議の中で具体的な事例をあげて確認しています。おむつ替えは外から見えない場所で行い、着替えは決められた場所で、上・下順番に着替えて全身脱ぐことがないようにしています。プールは1階の園庭で行っていますが、周りを囲って外部からの視線を遮っています。プール時には室内で着替えをし、上に服を着て移動しています。男性職員は子どもと1対1にならないように配慮し、女性職員と複数で見るようにしています。保護者には、入園時や運営委員会で園の取り組みを説明しています。	
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	第三者評価結果
【30】 III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント>	
ホームページ、SNS、パンフレットで園の情報を利用希望者等に提供しています。ホームページには理念や園の目指す保育の考え方、概要などが記載されています。SNSをまめに更新し、最新の園の様子が伝わるようにしています。法人作成のパンフレット「すきっぷ保育園はどんなところ」を神奈川区地域子育て支援拠点「かなーちえ」や横浜市幸ヶ谷集会所、子育て支援のイベント会場に置いています。利用希望者等からの問い合わせにはいつでも対応し、見学には見学希望者の希望を聞いて日程調整し、個別に対応しています。見学は園長、主任が園のパンフレットを用いて案内し、持ち物などについて分かりやすく説明し、質問に答えています。見学後にはアンケートを実施し、説明方法を見直すなど次年度に生かしています。	

	第三者評価結果
【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント>	
<p>入園時には入園説明会を実施し、園のしおり（入園案内兼重要事項説明書）を用いて園の理念や方針、保育内容、保育料などを説明し、保護者の質問に答えて同意を得ています。説明にあたっては、保育室や持ち物を見せるなど、分かりやすい工夫をしています。説明会後には個別面談を実施して園長、主任、担任が対応し、食事など家庭での子どもの様子を確認し、保護者の要望を聞いています。慣らし保育は、2週間を目安に仕事復帰の時期や子どもの様子を見ながら保護者と相談しながら決めていきます。必要に応じて電話や面談で随時相談に応じ、入園にあたっての保護者の不安が解消し、安心して園生活を始められるように支援しています。</p>	
	第三者評価結果
【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント>	
<p>転園など保育所等の変更にあたっては、引き継ぎ文書などはありませんが、保護者から要望があれば対応しています。文書はありませんが事務所を卒園生や転園生の相談窓口としています。転園や卒園にあたっては、いつでも遊びに来てよと声をかけていて、卒園後も遊びに来る子どもがいます。卒園後半年は保育アプリを継続し、問い合わせや写真販売などで卒園生とつながっています。卒園生の同窓会を開催し、年長児も参加して交流しています。また、園の行事に卒園生を誘っています。</p>	
(3) 利用者満足の上昇に努めている。	第三者評価結果
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<コメント>	
<p>保育士は日々の保育の中で子どもの言葉や表情、反応などから子どもの満足度を把握しています。行事後にアンケートを実施し、保護者の意見や感想を聞いています。年2回のクラス懇談会と個人面談で保護者の意見や要望を聞いています。保護者代表が参加する運営委員会で意見や要望を把握しています。保護者からの要望は職員会議で検討しています。コロナ禍で玄関での送迎となり保育の様子が見えにくいという保護者の意見を受けて、動画配信をしたり、夕方に保護者に保育室に入って子どもと遊んでもらう月2回の「どうぞの日」を復活したなどの事例があります。また、園だよりと保健だよりを玄関に掲示したなど、保護者の声を改善に生かしています。</p>	
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	第三者評価結果
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<コメント>	
<p>苦情受付担当者は主任、苦情解決責任者は園長で、第三者委員2名を定めています。苦情解決の仕組みを園のしおりに掲載するとともに、玄関に掲示し、入園時に保護者に説明しています。行事後にアンケートを実施し、保護者の意見を聞いています。苦情とその対応は苦情記録または個人面談シートに記録し、職員間で共有しています。検討内容と対応策については保護者に必ずフィードバックしています。苦情内容と解決結果等は、個人情報に関わらないものについては法人のホームページで公表しています。苦情相談内容は職員会議で検討し、保育の質の向上に生かしています。</p>	
	第三者評価結果
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<コメント>	
<p>4月の園だよりに「ご意見やご要望をいつでもお寄せ下さい」と記載し、相談苦情の仕組みを掲載しています。法人のお客さま相談センターの電話とメールアドレス、第三者委員の連絡先を重要事項説明書に掲載し、保護者が直接申し立てることができるようにしています。日々の会話や保育アプリの連絡帳、懇談会や個人面談など、保護者が意見が言える場を複数用意しています。保護者からの相談には事務所を用い、カーテンを引いてプライバシーへの配慮もしています。外部の相談窓口として神奈川県子ども家庭支援課を紹介しています。さらに、権利擁護の視点から横浜市福祉調整委員会やかながわ福祉サービス運営適正化委員会などの外部の権利擁護機関の窓口を紹介していくことが期待されます。</p>	

	第三者評価結果
【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<コメント>	
<p>毎日の送迎時には保護者と会話して傾聴し、意見や要望を聞いています。コロナ禍のため玄関対応となっていて、園長、主任が対応しています。保育アプリの連絡帳でも保護者の声を聞いています。保護者から相談を受けた保育士は園長・主任に報告し、対応について検討しています。必要に応じて個人面談を設定し、園長が同席して話を聞き、相談に応じています。検討に時間がかかる場合にはその旨を速やかに説明しています。保護者からの意見を受けて、職員会議でケース検討し、関わり方や環境設定を見直すなどしています。なお、意見箱を設置していないので、自分から声を上げない保護者の意見を聞くためにも設置していくことが期待されます。また、「苦情処理に関する対応」はありますが、意見や相談を受けた際の対応についてのマニュアルも整備していくことが期待されます。</p>	
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	第三者評価結果
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント>	
<p>リスクマネジメントの責任者は園長で、毎月の職員会議で事故報告とヒヤリハット検討をしています。法人の危機管理委員会には園長、主任、看護師が参加しています。事故発生防止および事故発生時の対応マニュアルがあり、職員に周知しています。水の事故や救命救急、子どもの誤飲・誤嚥などの保健研修を毎月実施しています。毎月、チェック表を用いて安全点検し、散歩の危険箇所マップを作成するなどしています。事故は事故報告書、軽微な事故とヒヤリハットは保育アプリの日報に記載しています。事故やヒヤリハットは、看護師が集計して内容と要因を記載したリストを作成し、職員会議で要因分析し、改善に向けて話し合っています。必要に応じて保育室のカメラの画像を用いて事例検討することもあります。</p>	
	第三者評価結果
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント>	
<p>感染症対策の責任者は園長で、看護師が中心となって対策を実施しています。感染症の予防と発生時対応マニュアルがあり、職員に周知しています。マニュアルは毎年および法人からの情報や行政からの通達を得た時に随時見直しています。看護師による季節ごとの感染症、嘔吐処理などの保健研修を実施しています。感染症対策として、手洗い、うがい、消毒、換気の徹底、毎朝の家庭での検温と玄関での受け入れ時の観察などを実施しています。保育中に感染症が発症した場合には、保護者に連絡し、お迎えが来るまで事務所で見ています。保護者にはメールや掲示で連絡しています。行政から寄せられた感染症に関する情報は玄関に掲示しています。</p>	
	第三者評価結果
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<コメント>	
<p>災害対応マニュアル、消防計画、自衛消防組織図に災害時の対応体制を明記しています。感染症および自然災害を想定した事業継続計画(BCP)を整備しています。洪水時の避難確保計画も作成しています。保護者には、保育アプリおよび災害用伝言ダイヤル、職員には緊急連絡体制で連絡する体制があります。毎月、火災や地震を想定した避難訓練を実施しています。引き取り訓練では、保護者も一緒に第一次避難場所への避難訓練を実施しています。水害を想定した訓練もしています。年2回不審者対応訓練を実施し、保護者にその様子を動画配信しています。食料や備品の備蓄リストを整備しています。4・5歳児と保護者を対象に外部講師による防災クッキングもしています。毎年管理会社の消火訓練に参加しています。コロナ禍以前は、年2回ビルの避難訓練に参加していましたが、現在は停止しています。</p>	

## 2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<コメント>	
<p>「事故報告対応マニュアル」、「感染症対応マニュアル」など各種マニュアルを整備し事務所に置き、非常勤職員も含めていつでも見ることができるようになっています。規定やマニュアル等には子どもの尊重や権利擁護などに関わる姿勢が明示されていますが、標準的な実践方法にはプライバシー保護に関わる姿勢の明示がありません。プライバシー保護についても明示されることが望まれます。園内研修で人権や倫理、安全面、衛生面などについて話し合い、確認しています。保育は一人ひとりの子どもの状況に合わせて対応していて、保育実践は画一的なものとなっていません。</p>	



	第三者評価結果
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<コメント>  「事故報告対応マニュアル」や「感染症マニュアル」など各種マニュアルが事務所に置かれ、職員がいつでも確認できるようになっています。必要に応じて各クラスの中で保育士、看護師が確認し、その都度見直しをしています。マニュアル類は年度末に各園で検討した上で、法人の会議で園長等が総合的に見直しをしています。見直しにあたっては職員の気づきや提案、保護者等からの意見なども反映しています。	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	第三者評価結果
【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
<コメント>  指導計画作成の責任者は園長で、全体的な計画に基づき、週案、月案、年間指導計画を作成しています。指導計画は子どもの発達や状況に合わせて作成・評価・見直しをしています。乳児および特別な配慮を要する子どもには個別指導計画も策定しています。また、園の発達支援専門職の担当者が中心となって定期的にケース検討もしています。支援困難なケースについては、法人の発達支援専門職の担当者や横浜市東部療育センター、横浜市中央児童相談所、区役所などと連携し、意見やアドバイスを受けています。	
	第三者評価結果
【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<コメント>  週案は週会議で、月案は月1回のクラス会議で、年間指導計画は4期に分けて振り返りをし、計画の評価・見直しをしています。振り返りの結果は次の指導計画の作成に活かしています。見直しによって変更した指導計画の内容などは職員会議、保育アプリの会議録で全職員に周知しています。トイレトレーニングや離乳食などの個別の課題については、保護者の意向も反映しています。子どもや保護者の状況に変化があった場合には、職員間や会議等で話し合い柔軟に対応しています。	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	第三者評価結果
【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<コメント>  入園時に子どもや家庭状況、生育歴等を児童票に保護者に記載してもらい、入園後の子どもの発達状況は児童記録に、日々のクラスの様子は保育日誌に定められた様式によって記録しています。記録の記入に関しては、記載内容や書き方に差異が生じないように、提出ごとに園長、主任、副主任等が確認し、必要であれば訂正をして、書き方についての指導やアドバイスもしています。週会議、月1回のクラス会議、職員会議等で情報共有しています。指導計画や日誌、連絡帳などは保育アプリを用い、パソコンで共有しています。	
	第三者評価結果
【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<コメント>  個人情報保護管理の責任者は園長で、個人情報に関わる書類は施錠できるキャビネットで保管され、園外への持ち出しを禁止しています。パソコンにはアクセス制限がかけられ、パスワードを用いて適切に管理されています。個人情報の取り扱いについて保護者には入園時に園のしおりを用いて説明をし、写真の取り扱いについての注意喚起もし、同意書も得ています。また毎年年度始めにも伝えていきます。職員は法人の研修などで個人情報について説明は受けていますが、個人情報保護規定などはありません。今後は記録の管理、個人情報保護に関して徹底するために、個人情報保護規定等を整備し職員への定期的な研修をするなど、さらなる理解確認をすることが期待されます。	

## <別紙2-2（内容評価 保育所版）>

### A-1 保育内容

<p>A-1-(1) 全体的な計画の作成</p> <p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画は、理念、方針、目標に基づき、子どもの権利条約や児童福祉法、保育所保育指針の趣旨をとらえて作成しています。計画は、子どもの発達過程や子どもと家庭の状況、地域の実態などを考慮して作成しています。全体的な計画には、幼児の終わりまでに育てほしい10の姿、クラス目標、年齢ごとの養護と教育の項目ごとの目標、地域との交流や連携、安全対策・事故防止、保健・衛生・健康管理、災害対策、保護者との連携、保育者の連携などが明記されていて、園の保育の全体像を示すものとなっています。年度末にはクラスで振り返りをし、それを基に職員会議で話し合って全体的な計画を作成し、年度始めの職員会議で周知しています。保護者には、掲示と保育アプリで知らせています。</p>	
<p>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p> <p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育室に温・湿度計を設置し、エアコン、床暖房、扇風機、空気清浄機を用いて温・湿度の管理をしていて、適切な状態を保持しています。感染症対策として換気、消毒を徹底しています。0歳児は、乳幼児突然死症候群(SIDS)対策として丸洗いができる空気層のマット、1歳児以上はコットを用いています。シーツは保護者が週末に洗濯しています。保育室やトイレは掃除分担当表、チェックリストを用いて定期的に清掃していて、清潔な状態に保たれています。おもちゃや保育室の環境は、子どもの姿や子どもの声に合わせて随時入れ替えをしています。保育室は音の通る構造となっていますが、保育士同士で調整し、他のクラスが散歩に行っている間に音の出る活動をしたり、少しずつ活動の時間をずらすなど、工夫しています。子どもが気持ちの切り替えができない時などには、廊下や事務所などを用い、職員同士で連携して一対一で対応しています。各クラス、食事と睡眠の機能別の空間を確保しています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員会議やケース会議等で一人ひとりの子どもの姿について話し合って職員間で共有し、個々の個性や個人差を尊重した対応ができるようにしています。</p> <p>保育士は、子どもの様子を近くで見守り、子どもの言葉や仕草、表情、行動などから背景にある子どもの気持ちを汲み取るように努めています。言葉で自分の思いをうまく表現できない子どもには、穏やかで分かりやすい言葉で話しかけて子どもの気持ちを代弁し、子どもが安心し、言葉で自分の思いを表出できるように働きかけています。子どもの甘えも受け止め、スキンシップもたくさん取り、子どもとの信頼関係を築いています。いつまでも遊んでいて次の活動に移れない子どもには、分かりやすい言葉で説明したり、子どもが興味を引くような誘いかけをしたり、一対一で対応したりし、子ども自身が納得できるよう個々に合わせた対応をしています。子どもを注意する時には、危険がない限り制止することはなく、なぜいけないのか子ども自身が考えられるように年齢に合わせた理由を説明し、子どもが自分で気づき、行動できるように支援しています。週会議や職員会議で子どもとの関わり方についての話し合いをし、皆が子どもの気持ちを尊重した対応ができるようにしています。園長・主任は気になる声掛けなどがあった場合には、アドバイスや指導をしています。園での経験が長い保育士が多いこともあり、話し合いを重ねる中で意識の統一が図られていて、お互いに注意し合う関係ができています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育士は、子ども一人ひとりの発達や年齢に応じた基本的な生活習慣が身につくように支援しています。保育室は子どもの動線を考慮して年齢や発達に合わせた環境設定がされていて、毎日の繰り返しの中で子どもが生活の流れを理解し、基本的な生活習慣を身につけられるようになっています。</p> <p>幼児は一人ずつの着替えのかごを用意して片づけやすいようにするなど、視覚的にも分かりやすい工夫をしています。保育士は、子どもの自分でやりたいという気持ちを尊重して見守り、やり方のヒントをだしたり、服を並べるなどの環境を整えたり、できない所をそっと手助けしたりしています。できた時にはたくさんほめて一緒に喜び、子どもが達成感を感じられるように支援しています。保育観察時にも、手洗いたくなく子どもや石鹸の泡を落とさなく子どもにもそっと寄り添い、子どもの様子を見ながら、「ばい菌、バイバイしようね」など子どもが納得できるような声掛けをし、できた時には皆で褒めている様子を確認することができました。午前中や夕方に眠くなる子どもには、その子どもに合わせて横になれる場所を用意するなど、個々の生活リズムに合わせて対応しています。年長児は子どもの様子を見ながら午睡の時間を減らしていき、戸外活動をするなどしています。子どもと一緒に歌を歌いながら手洗いをするなど、子どもの年齢に合わせて分かりやすく基本的な生活習慣の必要性を伝えています。</p>	

<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>第三者評価結果  a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 保育室には、子どもの年齢や発達、興味に合わせたおもちゃや絵本が子どもの視線に合わせて置かれていて、子どもが自由に選んで、遊びを広げられるように環境設定されています。廃材も多く用意されています。保育士は、子どもの遊ぶ様子を見守り、子どもの姿について日々話し合い、子どもが主体的に遊び込めるように保育環境の見直しを柔軟にしています。0・1歳児で複数の遊びを選択することから始め、2歳児以上は朝の会で話し合っ、遊びや散歩の行く先を決めたりしています。行事は子ども同士で話し合っ決めていて、5歳児は妖怪をテーマと決めて会議で話し合っ役決めや道具作りなどを決め、取り組みました。 晴れていれば毎日、近隣の散歩に出かけ、思いっきり身体を動かしたり、季節の自然に触れたりしています。散歩では交通ルールも学んでいます。散歩先の公園で、近くの保育園の子どもたちと一緒に鬼ごっこなどをして交流していて、子どもから一緒に遊びたいと声を掛け合う姿もあります。幼児は、近くの姉妹園とドッジボールをして遊ぶなど、大きな集団で遊ぶ経験もしています。高校生のボランティアが定期的に訪れて豆まきを一緒に楽しんだり、幼児は、反町公園の盆踊り大会で踊ったり、幸ヶ谷地区老人会の集まりで歌や踊りを披露したりし、地域住民と交流しています。プチ遠足で京急ミュージアムなど近くの企業の施設に遊びに出かけるなど社会体験の機会も作っています。年2回のカラフルキッズでは、幼児が空気砲や静電気などの科学実験を楽しみ、外部講師による川遊びでは5歳児が保護者と一緒にミニ水族館作りを楽しむなど、子どもの経験を広げる企画が多くあります。季節の歌や製作などの表現活動もしていて、訪問調査時の散歩でも一人が歌いだすと、皆が自然に歌いだす姿が見られました。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果  a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 20時までのデイリープログラムを作成し、子どもの生活の連続性に配慮して保育しています。0・1歳児は同じ保育室を用いていますが、低い棚で保育室を仕切ってマットを敷いたスペースを作って食事と遊び、睡眠の機能別空間を確保し、子どもが落ち着いて生活できるようにしています。 子どもの状況についてクラス担任間で密に情報交換し、皆で子どもを見る体制を作っています。保育士は、子どもに優しく話しかけ、子どもの表情や喃語に応答的に関わり、子どもとの愛着関係を築き、子どもが安心して生活できるようにしています。子どもの月齢や発達に合わせたおもちゃを用意されていて、保育士による手作りおもちゃや引っ張って遊ぶおもちゃなども多くあります。1歳児と一緒に保育室を使っていることもあり、1歳児の遊ぶ様子を見たり、一緒に遊んだりする中で、子どもたちの興味と関心が広がっています。月齢の差の大きなクラスですが、安全に配慮してスペースを仕切ったり、月齢の高い活動が活発な子どもは1歳児と一緒に過ごすなど、それぞれの子どもの月齢に合わせた活動ができるようにしています。保護者には、保育アプリの連絡帳や送迎時の会話で密に情報交換しています。必要に応じて個人面談を実施して相談にのるなど、保護者が安心して子育てができるように支援しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果  a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 子ども一人ひとりの発達段階について職員会議等で話し合い、子どものやりたいという気持ちを大切に保育をしています。保育室には、子どもの手の届く所におもちゃや絵本が並べられ、子どもが自由に好きなおもちゃを選んで遊べるようになっていいます。 晴れた日には、近隣の公園で存分に遊び、自由に探索活動ができるようにしています。保育士は子どもの遊ぶ様子を見守り、興味を持ったことや小さな発見を丁寧に拾って子どもに共感し、遊び方のヒントを出したり、おもちゃを用意したりし、子どもが遊びを広げられるように支援しています。観察時にも、雪を触ったり、踏んだりして感触を楽しんだり、泥がついた雪をチョコレートに見立ててまごご遊びをしたりと、自由な発想で遊んでいる姿を見ることができました。保育士は、子どものやりたい気持ちを大切に寄り添い、励ましたり、手助けしたり、やり遂げたことを褒めたりし、子どもが充足し、次のステップに進めるように支援しています。子ども同士のもめ事の際には、噛みつきなどは間に入って止め、お互いの気持ちを受け止め、仲立ちしています。噛みつきなどが続く場合には、保護者にも説明してその背景を探り、グループ分けを見直すなどしています。保育士以外にも看護師や事務員などに関わるほか、近隣住民と挨拶や会話を交わしたり、高校生のボランティアと交流するなどしています。保護者とは保育アプリの連絡帳や日々の会話で子どもの様子について情報交換し、連携しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果  a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 3歳児は、子どものやりたい気持ちとやりたくてもやれない気持ちの葛藤を受け止め、自分の思ったことや感じたことを伝えたり、やり取りをする中で、友だち同士の関わりを深めていけるように支援しています。4歳児は、遊びを通して友だちと関わり、自分の気持ちを伝えたり相手の気持ちを知ろうとし、思いやりや協力する気持ちが芽生え、社会性が育まれるように支援しています。5歳児は、友だちと一緒に過ごしながら他者の価値観や存在を認めてお互いの個性を受け入れ、自己主張できるような環境作りをしています。3・4・5歳児は同じ保育室を用いていますが、クラスごとの活動も多くあり、年齢に応じた活動ができるようにしています。夏祭りのお神輿を異年齢で協力して作ったり、5歳児が作ったカルタを皆で一緒に遊んだり、一緒に活動する中で、年下の子どもがあこがれの気持ちを持ち、年上の子どもが年下の子どもの手本となり、自然に手助けをするなど、お互いに育ち合っています。子どもの育ちや取り組んでいる様子は、保護者にドキュメンテーションや掲示、動画配信などで知らせています。小学校には幼保小の連携で伝え、地域には幸ヶ谷子ども育みフォーラムで子どもの様子や行事を発信しています。</p>	

	第三者評価結果
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園は、ビルの2階にある段差のない構造で、多目的トイレの設備もあります。障がいのある子どもには、クラスの計画と関連付けた個別指導計画を作成し、それに基づき保育をしています。フリー保育士を配置し、他の子どもとの仲立ちをしたり、必要に応じて個別に対応することで、子ども同士がお互いの違いを認め合い共に成長できるように支援しています。朝の会で写真や絵を用いて分かりやすく予定を説明するなど、子どもが見通しをもって活動できるようにしています。保護者とは日々の会話や定期的な面談で子どもの様子について密に情報交換し、連携しています。横浜市東部地域療育センターや法人の言語聴覚士の指導、子どもが通所する民間の発達支援事業などの専門機関と連携し、アドバイスを受けています。保育士は、横浜市や法人の言語聴覚士による障がいの研修などに参加し、伝達研修しています。園内でも、発達支援保育士を中心に毎月ケース検討会議をし、保育室の環境構成や関わり方を見直しています。保護者に対しては、入園説明会で園の考え方を説明しています。来年度の重要事項説明書には、多様性についての園の考え方や対応を記載することとなっています。</p>	
	第三者評価結果
<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画、年間指導計画に「長時間にわたる保育」について記載し、子どもが安心して過ごせる場を提供できるように配慮しています。17時半からは、2歳児と幼児が合同となり、18時からは全クラス合同で0・1歳児保育室で過ごします。0歳児の低月齢の子どもがいる時には、棚を用いてスペースを分けるなど、人数とメンバーに合わせて環境構成を調整しています。動と静の活動のコーナーを分けたり、子どもの声を聞いておもちゃを出すなど、工夫しています。個々の子どもの生活リズムに配慮し、眠くなる子どもには布団を出したり、ゴロゴロできるコーナーを作ったりしています。19時までは間食、19時から19時半までは間食または夕食、19時半からは夕食を、保護者の要望で提供しています。保育士間で口頭と共有ノート、観察チェック表などで引き継ぎを行い、保護者に確実に子どもの情報が伝わるようにしています。必要に応じて、全体メールで遅番の保育士に伝達することもあります。</p>	
	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わり方に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画に小学校との連携を記載し、それに基づき保育をしています。就学を見通して、自分の持ち物を管理する練習をしたり、小学校の時間を見据えて食事の時間を設定したり、時計を意識して見通しを持って生活できるようにするなどしています。3歳児から当番活動を行い、朝の会で発表するなどしています。小学校や近隣の保育園との交流もしています。小学校の図書館に行くこともあります。卒園生の同窓会には5歳児も参加し、卒園生から小学校の様子を直接聞いています。保護者には、クラス懇談会で小学校での生活の様子について伝え、個別の相談にも応じています。保育士は、幼保小連携の会議に参加したり、研修に参加したり、小学校の授業参観に行ったりし、保育に生かしています。就学にあたっては、保育所児童保育要録を小学校に送付し、引き継ぎをしています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	第三者評価結果
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、職員に周知しています。マニュアルは定期的に見直しています。看護師が年間保健計画を作成し、それに基づき子どもの健康管理をしています。朝の受け入れ時には保育士が子どもの様子を観察し、保護者に家での子どもの様子を確認しています。看護師は毎朝保育室を回り、子どもの健康状態を確認しています。保育中の子どもの体調悪化や怪我については、看護師、園長で確認し、保護者に連絡をして対応について相談しています。次の登園時にその後の様子について確認しています。入園時に、保護者に既往症や予防接種などの情報を健康台帳に記載してもらい、その後は保護者から申告してもらって母子手帳で確認し、看護師が追記しています。予防注射を打っていない場合には、個別に看護師が声掛けしています。毎月、看護師による、在園児の疾患、応急処置や救命救急法、感染症などの保健研修を実施しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）については、毎年看護師が保健研修で職員に確認し、0・1歳児は5分、2歳児は10分おきに呼気チェックをし、保育アプリに記録しています。保護者には、入園時に説明しています。玄関に注意事項についてのポスターを掲示し、保護者、職員に注意喚起しています。</p>	

	第三者評価結果
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<コメント>	
<p>毎月の身体測定、年2回の健康診断と歯科健診、年1回の尿検査（幼児）、視聴覚検査（3歳児）を実施しています。健康診断と身体測定の結果は保育アプリ、歯科健診の結果は歯科健診表に記録しています。保護者には、用紙に記載し、口頭でも説明しています。受診の結果も確認しています。保健計画に基づき、看護師が手洗いやうがい、歯磨き指導などを行っています。幼児には、看護師が絵本を用いてプライベートゾーンの話をしています。</p>	
	第三者評価結果
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<コメント>	
<p>横浜市の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、食物アレルギー対応マニュアルを作成し、子どもの状況に応じた対応をしています。アレルギーのある子どもに対しては、子どものかかりつけ医が記載した「生活指導表」を保護者に提出してもらい、保護者、看護師、担任、園長で面談をし、除去食を提供しています。毎月、保護者に献立表を確認してもらっています。除去食提供にあたっては、色違いのトレイ、食器、食札を用いて、受け渡し時に保育士同士で声に出して確認しています。お代わりも別にしてあります。テーブルも別にし、保育士がそばについて誤食を防いでいます。保護者に対しては、入園のしおりに園の対応について記載し、口頭でも説明しています。熱性けいれんや肘内障などの子どもの情報を把握し、看護師による保健研修で職員に周知しています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント>	
<p>全体的な計画に年齢ごとの食育について記載し、職員会議で話し合い食育計画を作成しています。食事は、皆でテーブルを囲み、2歳児以上は保育士も一緒に食べています。食事の前にはメニューを説明し、子どもが献立に興味を持てるようにしています。保育士は、一人ひとりの食事の状況を把握し、個々に合わせた声掛けをしています。幼児は、ご飯と汁は子どもの前で盛り付け、小盛り、普通盛りから子どもが自分で選べるようにするなど、個人差や体調を考慮して量を調整しています。子どもの苦手な食材については、一口でも食べてみるように声掛けはしますが、完食を強制することなく、子どもの声を聞きながら調整しています。幼児は、SDGsについての話の中で飢餓についても取り上げ、食べられることの幸せを子どもが理解できるようにしています。食器は陶器を使用し、子どもの発達に合わせた形状となっています。3歳児はスプーンとフォーク、箸から選べるようにし、遊びの中で箸の練習をしたり、家庭に声掛けして家庭でも練習してもらったりなど、連携して取り組めるようにしています。子どもの年齢に合わせて、野菜の栽培や野菜の下ごしらえ、米とぎ、サツマイモクッキング、おにぎりづくり、三大栄養素の話などの食育活動を実施しています。毎月献立表を発行するとともに、玄関にその日のメニューの写真を掲示しています。食育リーダーによるレシピの紹介もしています。保育参加の時には給食を試食してもらい、感想を聞いています。</p>	
	第三者評価結果
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>	
<p>離乳食は、一人ひとりの発達段階に合わせて保護者と面談し、食材を家庭で試してもらってから段階を進めています。お腹の調子が悪い時には牛乳をお茶にしたり、離乳食の軟飯を用意するなど、子どもの体調にも配慮しています。カレーとご飯を別盛りにするなど、子どもの偏食にも対応しています。給食は外部に委託し、園の厨房で調理しています。献立は季節の食材を用いた季節感のあるものとなっています。七草や節分やひな祭りなどの季節の行事食も提供しています。クリスマスには世界の料理を提供するなど、子どもが食を楽しめるようにしています。残食を記録するとともに、食器返却時等に喫食状況や味付けなどについて保育士が調理員に伝えています。毎月の給食会議には、各クラスの保育士、給食会社の担当職員と栄養士、調理員が参加して、子どもの喫食状況や献立についての要望を伝え、献立作成や味付け、調理方法に反映しています。調理員は子どもの食事の様子を見て回り、子どもから感想を聞いてます。給食室の衛生管理はマニュアルに基づき、適切に行われています。</p>	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>乳児は毎日、幼児は必要に応じて保育アプリの連絡帳を用いて保護者と情報交換しています。朝夕の送迎時には保護者と会話し、子どもの様子について情報交換しています。年2回のクラス懇談会では、保育の内容や意図、クラスの子どもの姿を伝え、保護者が園の保育への理解を深められるようにしています。保育参加も1人の子どもにつき年1回実施しています。運動会やお楽しみ会などの保護者参加行事を実施し、保護者が子どもの成長を感じられるようにしています。また、川遊びやお芋ほり、カラフルキッズなどの行事に保護者の参加を呼びかけ、子どもと一緒に楽しみ、保護者同士が交流できるようにしています。月2回の「どうぞの日」には夕方（16時～18時）に保護者が保育室に入り子どもと遊ぶ時間を作っています。毎月、園だより、クラスだより、保健だよりを配信するとともに、ドキュメンテーションや動画も配信し、保護者に情報提供しています。</p>	

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>朝夕の送迎時には、保護者と会話して園での子どもの様子を伝え、保護者の相談に応じています。年2回個別面談を希望者に対して実施するほか、必要に応じて随時面談しています。保育アプリの連絡帳でも保護者の相談に応じています。保護者から相談を受けた保育士は園長、主任に報告し、対応について相談しています。必要に応じて個人面談を設定し、園長も同席して、保護者の話を傾聴し、相談に応じています。成長曲線など子どもの健康に関することについては、看護師が対応しています。相談内容は、面談記録に記載して個人ファイルに綴じこみ、継続して支援できるようにしています。</p>	
	第三者評価結果
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童虐待防止マニュアルを整備し、職員に周知しています。法人の人権研修で、虐待や不適切保育について取り上げるとともに、園内研修でも人権・虐待研修を毎年実施しています。朝の受け入れ時には、保育士は子どもと保護者の様子を観察しています。着替え時やおむつ替え時には、子どもの身体をチェックするとともに、子どもの言葉や行動なども観察しています。気になる事例があった時には、園長、主任に報告し、緊急会議を開いて対応について話し合い、全職員で見守る体制を作っています。必要に応じて神奈川区子ども家庭支援課や横浜市中央児童相談所に報告し、連携しています。</p>	

## A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年間指導計画や月案、日誌には振り返りの欄があり、保育士が日々の保育の中で振り返りができるようになっています。日誌は週案も兼ねていて、保育実践が計画に沿っているかを振り返ることができます。保育士は、子どもの育ちや意欲、取り組む過程を大切に保育していて、自己評価もその視点に沿って行われています。週会議や職員会議では、個別のケースを取り上げて検討し、専門性の向上につなげています。行事後には保護者アンケートを実施し、それを基に話し合い、改善策を検討しています。年度末には職員全員が自己評価をし、職員会議で一項目ずつ話し合い、園の自己評価を作成しています。職員会議で園の自己評価結果について話し合い、改善につなげています。話し合いの結果、保健研修の内容を見直したり、コロナ禍で地域の活動ができなかったという職員の声を受けて地域に働きかけた結果、第三者委員の力を借りて老人会や幸ヶ谷子ども育みフォーラムにつながったなどの事例があります。</p>	